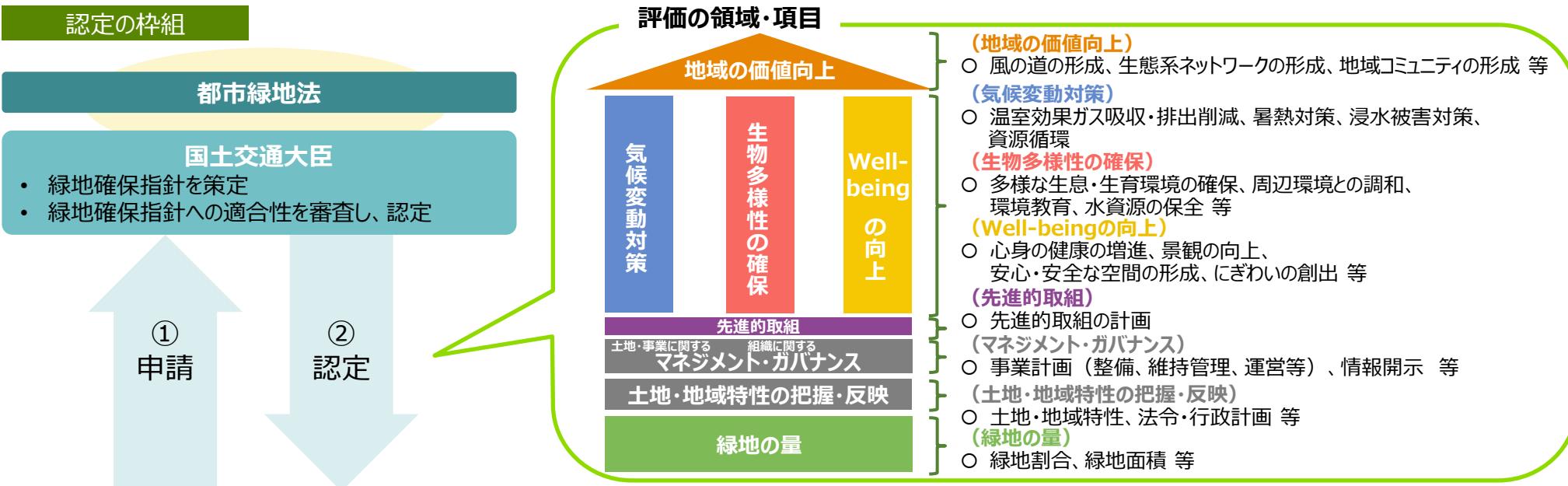


資料2

優良緑地確保計画認定制度の 制度概要(案)

優良緑地確保計画認定制度の概要

- 都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。
- 認定に当たっては、国土交通大臣が策定する緑地確保指針※への適合性を審査。
※民間事業者等が緑地を整備・管理する際に講すべき措置を規定



緑地確保の取組を行う民間事業者等
緑地確保事業計画を作成し、認定を申請

- 【対象事業】**
- ① 新たに緑地を創出し、管理する事業
 - ② 既存緑地の質の確保・向上に資する事業

- 【対象区域】**
- 都市計画区域等内の緑地を含む敷地等

＜良質な緑地確保の取組のイメージ＞



主な支援措置

- ◆ 優良緑地確保支援事業資金(都市開発資金)による**無利子貸付** … 貸付対象額（認定された計画に基づく緑地の整備等事業に要する費用※）の**1/2以内**
- ◆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業による**補助** … 補助対象費（認定された計画に基づく緑地の整備等事業に要する費用）の**1/2以内**

※ 緑地の整備に係る社会資本整備総合交付金・補助金を充当した額を除く。

都市緑地法

指針
(第87条)

緑地確保指針

1. 都市における緑地の確保のための取組に当たっての基本的な考え方
2. 緑地確保事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項
 - (1) 緑地の質・量両面での確保
 - (2) 気候変動対策
 - (3) 生物多様性の確保
 - (4) Well-being向上
 - (5) マネジメント・ガバナンス
 - (6) 土地・地域特性の把握・反映
 - (7) 地域の価値向上・ネットワーク性の確保

認定
(第88条等)

政令 (手数料 等)

省令 (申請方法、計画記載事項、定期報告方法 等)

制度要綱

- 第1条 通則
- 第2条 目的
- 第3条 定義
- 第4条 対象主体
- 第5条 認定対象
- 第6条 評価・認定の基準
- 第7条 審査委員会
- 第8条 認定の更新
- 第9条 認定後の要綱変更の扱い
- 第10条 定期の報告
- 第11条 緑地面積の算出方法
- 第12条 事務
- 第13条 その他
- 附則 施行期日

※ 指針への適合性の審査や認定に係る事項は、別に定める制度要綱により行う旨を規定

申請者用 手引き

対象事業

- ◆ 新たに緑地を創出・
管理する事業
- ◆ 既存緑地の質の確保・
向上に資する事業



※ 対象事業に関する計画を評価し、認定する。



※認定においては、計画期間の開始から
5年後時点に想定される緑地の状態を評価。

対象エリア

- ◆ 都市計画区域等内の緑地※1を含む敷地等

※1 樹林地、草地などの都市緑地法における緑地
(屋上・壁面緑化、人工地盤※2上の緑地、農地等を含む)

※2 建築物等の基礎となる人工の土台

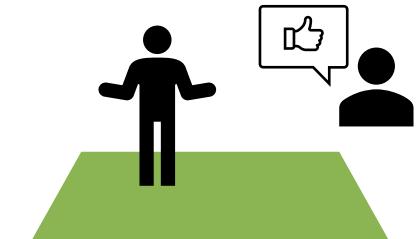
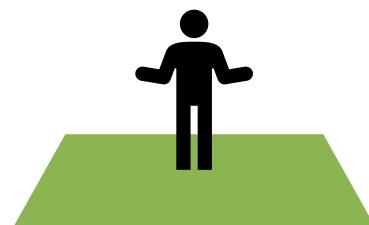


対象主体

- ◆ 民間事業者等 (地方公共団体も含む)

対象となる土地の地権者

地権者から同意を得て
事業を行う者



対象となる区域（概要）

認定対象となる区域

- ◆ 認定対象区域は、「緑地を含む敷地全体」とする。



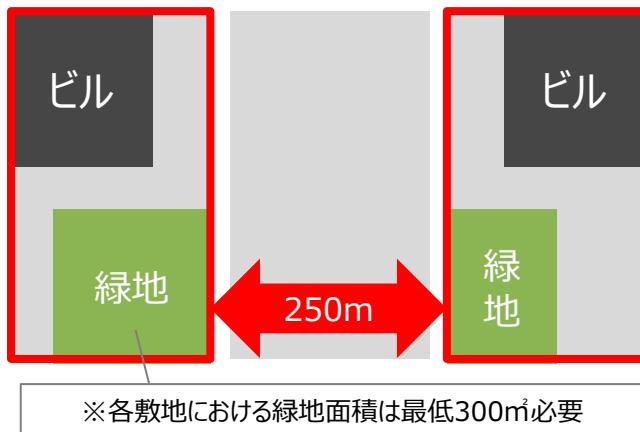
- ◆ 一の敷地を超える事業の場合、一体として行われる事業※全体の区域を認定対象とする。



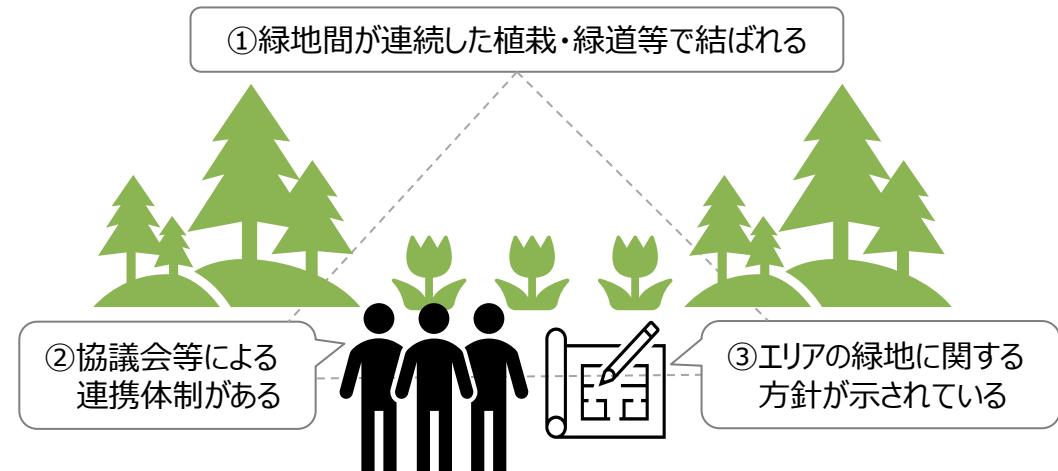
※ 市街地再開発事業、
都市再生特別地区、
一団地の総合的設計制度 等

異なる事業における複数緑地の認定

- ◆ 緑地間の距離が250m以内であれば、一団の緑地として認定対象とできる。

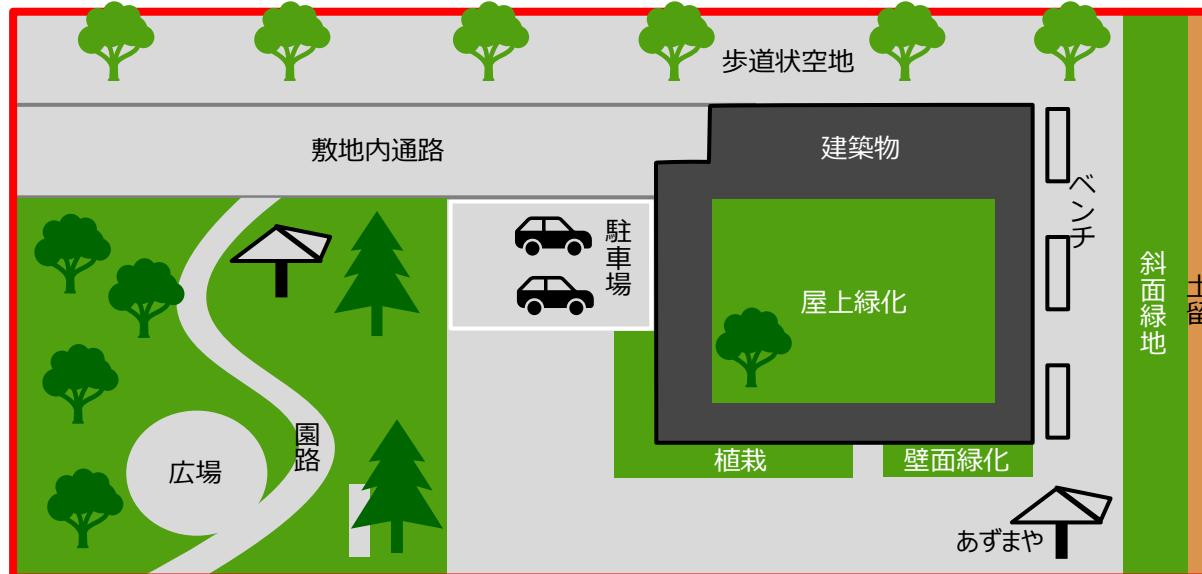


- ◆ 緑地間が250m以上離れていても、条件を全て満たせば一団の緑地として認定対象とできる。



①敷地

緑地確保事業を実施する区域



②緑地

樹木、芝、花壇、水流、
壁面緑化等

③緑地利用施設

緑地の利用者の利便のため必要な施設
(園路、広場、歩道状空地、敷地内通路、駐車場、ベンチ、あずまや等)

④緑地保全施設

緑地の保全に関連して必要と
される施設
(土留、防火施設等)

1) 認定の対象区域：「緑地確保事業を実施する区域」 = ①敷地

2) 評価の対象 = 敷地内の空地（建築物に設置される屋上緑化・壁面緑化含む）
= ②緑地 + ③緑地利用施設 + ④緑地保全施設

3) 緑地の規模の対象：「緑地面積」 = ②緑地 の面積

「緑地割合」 =
$$\frac{\text{②緑地 の面積}}{\text{①敷地 の面積}}$$

対象となる緑地の規模

緑地面積

- ◆ 区域における緑地面積1,000m²以上の事業が認定対象。

$1,000m^2 \leq$



緑地割合

- ◆ 区域に占める緑地割合10%以上の事業が認定対象。

$10\% \leq$



※緑地割合はランク分けの要素の一つとなる。

従前の状況との比較

- ◆ 計画における緑地の量が従前※の土地利用よりも減少する事業は、原則として認定の対象としない。

※2020年時点又は計画申請時点のうち、緑量の多い方を「従前」とする。

従前



従後



認定対象

従前

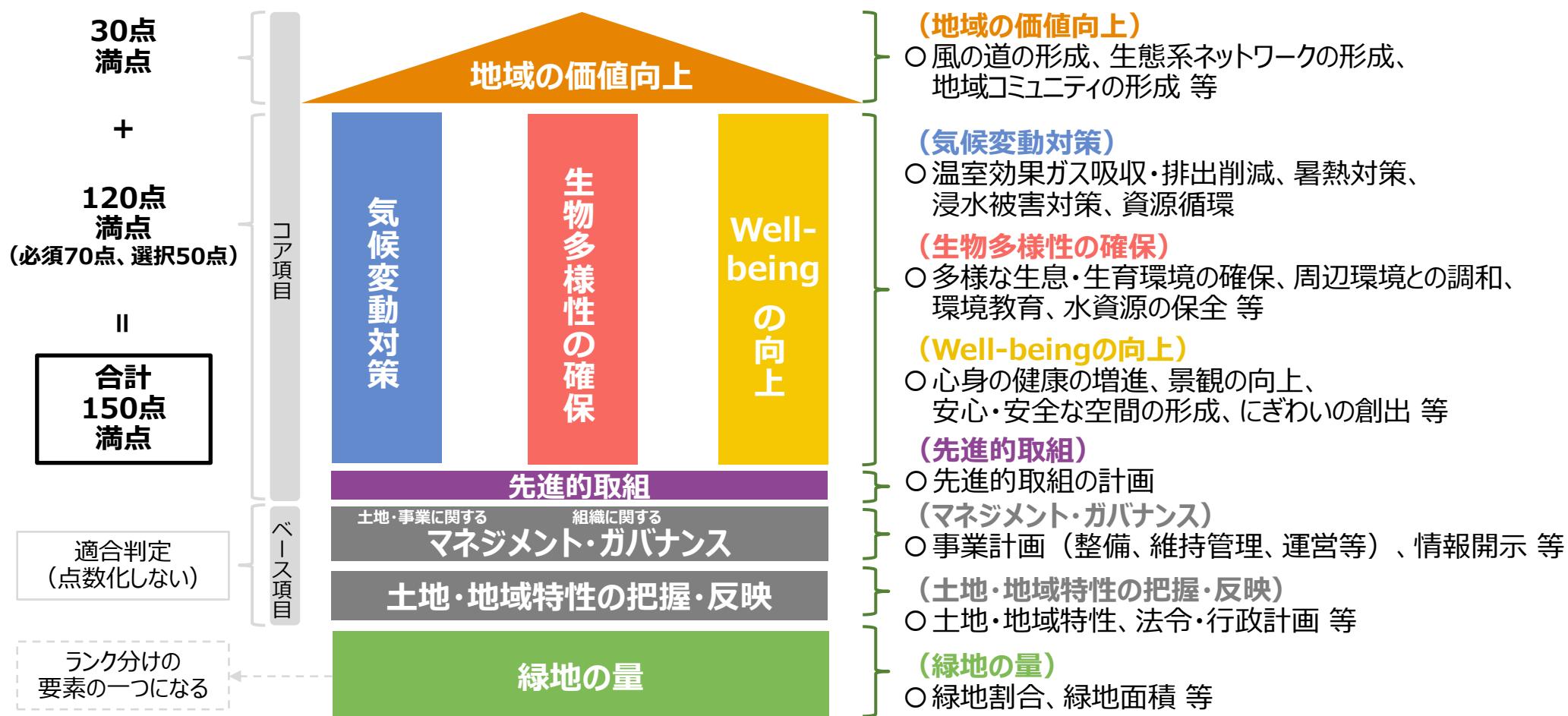


従後



認定非対象

- ◆ 審査にあたっては、「気候変動対策」、「生物多様性の確保」、「Well-beingの向上」及びこれらを通じて期待される「地域の価値向上」の観点から「質」を点数化し、「緑地の量」を加味して評価する。
その際、「マネジメント・ガバナンス」、「土地・地域特性の把握・反映」も適合判定を行うこととする。
- ◆ 点数については、合計150点満点で評価。



気候変動対策【10項目】

必須項目【14項目】

- ・緑地による温室効果ガスの吸収
- ・資源の有効活用

選択項目【10項目／22項目】

- ・木材利用による炭素貯蔵
- ・ライフサイクルを通じた温室効果ガスの削減
- ・建築物の緑化による温室効果ガスの排出削減
- ・地表面温度の抑制
- ・風の道の形成 ※
- ・緑陰による熱中症対策
- ・雨水の貯留浸透 ※
- ・再生材の使用

生物多様性の確保【12項目】

- ・水使用量の削減
- ・階層構造の形成
- ・地域に根差した植生の保全・創出
- ・外来種の侵入防止・防除
- ・化学農薬・化学肥料の使用量削減
- ・プラスチック等の化学物質の適正管理
- ・生物多様性に配慮した資材調達

Well-beingの向上【13項目】

- ・公開性の確保
- ・ユニバーサルデザイン
- ・防犯性・安全性の向上
- ・身体的健康の増進
- ・精神的健康の増進

先進的取組【1項目】

地域の価値向上に資する項目【6項目】

- ・風の道の形成
- ・雨水の貯留浸透

- ・まとまりのある緑地の確保
- ・生態系ネットワークの形成

- ・地域コミュニティの形成
- ・地域と連続した歩行可能な空間の形成

マネジメント・ガバナンス【9項目】

必須項目【14項目】

- ・事業の目的・目標の明確化
- ・整備・維持管理計画の作成
- ・実施体制の明確化
- ・専門家の関与

- ・資金の確保
- ・モニタリングの実施
- ・情報の開示
- ・地域住民等とのコミュニケーション
- ・ネガティブ・インパクトの管理

土地・地域特性の把握・反映【5項目】

- ・自然環境・歴史文化の把握・反映
- ・社会的状況の把握・反映
- ・法令遵守
- ・行政計画の把握・反映
- ・適切な課題の設定

※地域の価値向上に資する項目としてもカウント

領域	カテゴリー	No	必須選択	地域価値向上	評価項目
気候変動対策	温室効果ガス吸収・固定	1	必須	-	緑地による温室効果ガスの吸収
		2	選択	-	木材利用による炭素貯蔵
	温室効果ガス排出削減	3	選択	-	ライフサイクルを通じた温室効果ガスの把握・削減
		4	選択	-	建築物の緑化による温室効果ガスの排出削減
	暑熱対策	5	選択	-	地表面温度の抑制
		6	選択	○	風の道の形成
		7	選択	-	緑陰による熱中症対策
	浸水被害対策	8	選択	○	雨水の貯留浸透
	資源循環	9	選択	-	再生材の使用
		10	必須	-	資源の有効活用
コア評価 (自然生資物多様性保全の確保)	水資源の保全	11	必須	-	水使用量の削減
		12	選択	○	まとまりのある緑地の確保
	多様な生息・生育環境の確保	13	必須	-	階層構造の形成
		14	選択	-	エコトーンの形成
		15	選択	-	良好な生息・生育環境形成に資する取組
		16	必須	-	地域に根差した植生の保全・創出
		17	選択	○	生態系ネットワークの形成
	生態系への影響の低減	18	必須	-	外来種の侵入防止・防除
		19	必須	-	化学農薬・化学肥料の使用量削減
		20	必須	-	プラスチック等の化学物質の適正管理
		21	必須	-	生物多様性に配慮した資材調達
	環境教育	22	選択	-	環境教育の実施

領域	カテゴリー	No	必須選択	地図価値向上	評価指標
HP評価	Well-being の向上	23	必須	-	公開性の確保
		24	必須	-	ユニバーサルデザイン
		25	必須	-	防犯性・安全性の向上
		26	選択	-	避難場所の確保
		27	選択	-	緩衝緑地の確保
		28	必須	-	身体的健康の増進
		29	必須	-	精神的健康の増進
		30	選択	○	地域コミュニティの形成
		31	選択	-	人々の交流・滞在の促進
		32	選択	○	地域と連続した歩行可能な空間の形成
		33	選択	-	沿道緑化
		34	選択	-	デザインコンセプトの設定
		35	選択	-	農の活用
	共通	36	選択	-	先進的取組
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	37	必須	-	事業の目的・目標の明確化
		38	必須	-	整備・維持管理計画の作成
		39	必須	-	実施体制の明確化
		40	必須	-	専門家の関与
		41	必須	-	資金の確保
		42	必須	-	モニタリングの実施
		43	必須	-	情報の開示
		44	必須	-	地域住民等とのコミュニケーション
		45	必須	-	ネガティブ・インパクトの管理
		46	必須	-	自然環境・歴史文化の把握・反映
土地・地域特性の把握・反映	土地・地域特性	47	必須	-	社会的状況の把握・反映
		48	必須	-	法令遵守
	法令・行政計画	49	必須	-	行政計画の把握・反映
		50	必須	-	適切な課題の設定

気候変動対策

生物多様性の確保

地域の価値向上

地域の価値向上

生物多様性

Well-being

カテゴリー：温室効果ガス吸収・固定

└ 評価項目01：緑地による温室効果ガスの吸収

【評価指標】

CO₂の吸収源としての緑地の創出・管理を行う計画か。

【評価基準】

レベル0 : CO₂吸収量/敷地面積 = 0.2kg/m² 未満

レベル1 : CO₂吸収量/敷地面積 = 0.2kg/m² 以上 ~ 0.4kg/m² 未満

レベル3 : CO₂吸収量/敷地面積 = 0.4kg/m² 以上 ~ 0.6kg/m² 未満

レベル5 : CO₂吸収量/敷地面積 = 0.6kg/m² 以上



【点数】

レベル0 : 0点

レベル1 : 1点

レベル3 : 3点

レベル5 : 5点

カテゴリー：周辺環境との調和

└ 評価項目16：地域に根差した植生の保全・創出

【評価指標】

地域に根差した植生の創出・管理を行う計画か。

【評価基準】

まとまった緑地面積もしくは緑地全体の面積を構成する樹木および草本（低木・地被類を含む）の

レベル0 : 30%未満が在来種である

レベル1 : 30%以上50%未満が在来種（外国産在来種は除く）である

レベル3 : 50%以上が在来種（外国産在来種は除く）である

レベル5 : 50%以上が地域性種苗である



【点数】

レベル0 : 0点

レベル1 : 1点

レベル3 : 3点

レベル5 : 5点

カテゴリー：にぎわいの創出

└ 評価項目32：地域と連続した歩行可能な空間の形成

【評価指標】

周辺地域と連続した歩行可能な空間の形成に資する緑地となる計画か。

【評価基準】

レベル0 : 公道から緑地に直接アクセスすることができない。

レベル1 : 公道から緑地に直接アクセスすることができる。

レベル3 : 公道から直接アクセスすることができ、緑地を通って、
敷地外へ通り抜けることができる。

レベル5 : 周辺地域から連続してみどりの中を歩くことができる
ネットワークが広がっている。



【点数】	Well-being	地域の価値	合計
レベル0 :	0点	+	0点
レベル1 :	1点	+	1点
レベル3 :	3点	+	3点
レベル5 :	5点	+	5点
		=	= 10点



マネジメント・ガバナンス

土地・地域特性の把握・反映

マネジメント・ガバナンス

土地・地域特性の把握・反映

カテゴリー：適切な事業の実施

└ 評価項目39：実施体制の明確化

【評価指標】

実施体制及び責任者が明確か。

【評価基準】

実施体制及び責任者が明確である。



適合判定
(点数化しない)

カテゴリー：土地・地域特性

└ 評価項目46：自然環境・歴史文化の把握・反映

【評価指標】

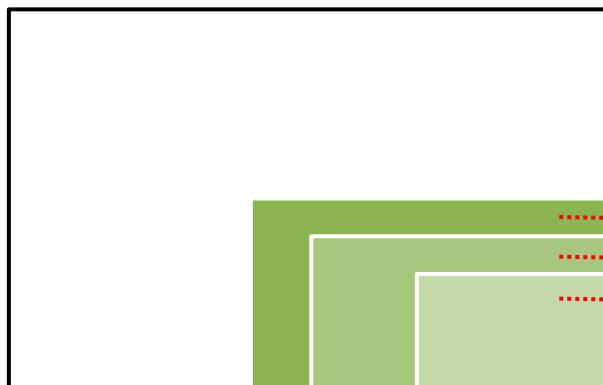
土地の成り立ちを把握した上で、計画に反映しているか。

【評価基準】

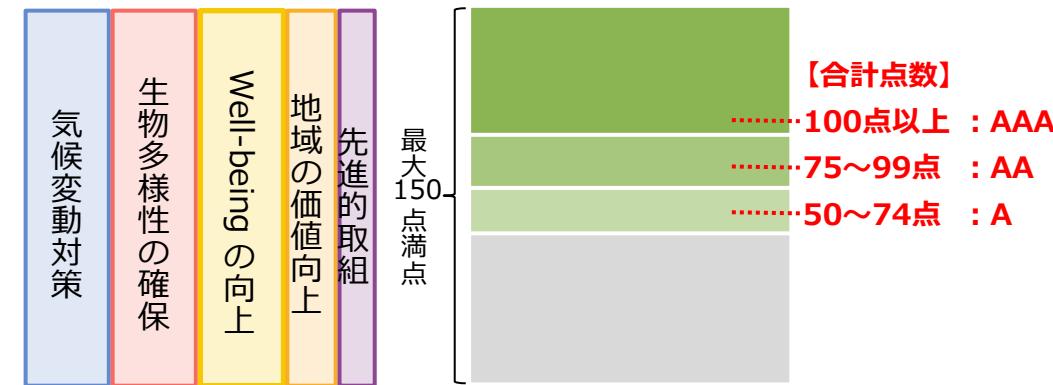
土地及び周辺地域の成り立ち（地形や歴史）を把握した上で、整備計画及び維持管理・運営計画等に反映している。

- ◆ 緑地面積や緑地割合等の要件を満たした上で、緑地の質として合計点数50点以上を得た事業が認定。
- ◆ 認定されたものは、緑地の質・量の両方の評価レベルに応じて3段階でランクが付与される。
- ◆ ランクの付与については、各ランクに該当する緑地の質・量の評価レベルを両方を満たす必要がある。
(例えば、「量：A、質：AA」の場合、「★ランク」)

● 緑地の量（緑地割合）

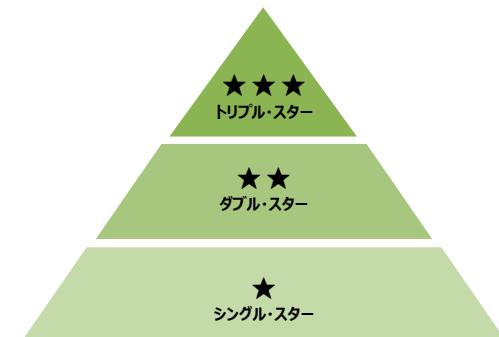


● 緑地の質（合計点数）



● 認定ランク

緑地の量 (緑地割合)	緑地の質 (合計点数)	ランク
AAA (30%以上)	AAA (100点以上)	★★★ (トリプル・スター)
AA (20%以上30%未満)	AA (75～99点)	★★ (ダブル・スター)
A (10%以上20%未満)	A (50～74点)	★ (シングル・スター)



◆ 計画期間は**5年**とし、希望すれば審査を経て更新が可能。

◆ **1年ごとに事業者の定期報告**が必要。

※定期報告において評価基準に適合しない場合は助言や改善命令の対象となり、改善命令に従わない場合は認定取り消しとなる。



審査・認定フロー

- ◆ 申請から認定までは、①事前相談、②本申請、③審査、④認定の流れで実施。

